

令和 8 年度

条例予算案等 説明資料

I. 予算案

1. 令和 8 年度	予算案総括表	1 頁
2.	重要施策	5 頁
3. 議案第 27 号	令和 8 年度 一般会計予算案	9 頁
4. 議案第 43 号	令和 8 年度 下水道事業会計予算案	39 頁

II. 条例案

1. 議案第 76 号	福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案	71 頁
2. 議案第 77 号	福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例案	84 頁

III. 一般議案

1. 議案第 90 号	福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について	87 頁
-------------	---	------

IV. 令和 8 年度	道路下水道局組織編成案	91 頁
-------------	-------------	------

令和 8 年 3 月

道 路 下 水 道 局

1. 令和8年度予算案総括表

(1) 一般会計

区分	令和8年度 A ※下段()書きは対前年度比					令和	
	予算額	財源内訳				予算額	特 国県支出金
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他			
道路・街路	31,139,891 (108.9%)	3,894,207 (107.4%)	12,674,000 (107.4%)	5,291,352 (99.0%)	9,280,332 (118.6%)	28,591,199	3,624,425
		計 21,859,559 (105.3%)					
河川	2,803,289 (83.6%)	301,000 (112.6%)	1,528,000 (68.5%)	50,085 (126.7%)	924,204 (113.1%)	3,355,208	267,400
		計 1,879,085 (74.0%)					
下水道	20,957,203 (101.3%)	442 (100.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	20,956,761 (101.3%)	20,685,909	442
		計 442 (100.0%)					
公債費	—	—	—	1,170,607	△ 1,170,607	—	—
計	54,900,383 104.3%	4,195,649 107.8%	14,202,000 101.2%	6,512,044 97.7%	29,990,690	52,632,316	3,892,267

(単位:千円)

7 年 度 B			比 較 A - B				
財 源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
市 債	そ の 他			国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
11,798,000	5,344,950	7,823,824	2,548,692	269,782	876,000	△ 53,598	1,456,508
計 20,767,375				計 1,092,184			
2,231,000	39,545	817,263	△ 551,919	33,600	△ 703,000	10,540	106,941
計 2,537,945				計 △ 658,860			
—	—	20,685,467	271,294	—	—	—	271,294
計 442				計 —			
—	1,278,070	△ 1,278,070	—	—	—	△ 107,463	107,463
14,029,000	6,662,565	28,048,484	2,268,067	303,382	173,000	△ 150,521	1,942,206

(2) 下水道事業会計

○ 収益的收入及び支出

区 分	令和 8 年度 A	令和 7 年度 B	比 較	
			金額 A-B	率 A/B
収益的收入	59,440,250	59,021,240	419,010	100.7 %
収益の支出	52,572,667	51,631,441	941,226	101.8 %
差 引	6,867,583	7,389,799	△ 522,216	92.9 %

○ 資本的收入及び支出

区 分	令和 8 年度 A	令和 7 年度 B	比 較	
			金額 A-B	率 A/B
資本的收入	35,686,589	31,139,802	4,546,787	114.6 %
資本の支出	61,773,772	57,605,435	4,168,337	107.2 %
差 引	△ 26,087,183	△ 26,465,633	378,450	98.6 %

(単位:千円)

備	考

(単位:千円)

備	考

2. 重要施策

()書きは7年度予算額

(1) 道路・街路整備

(20,504,086千円)

22,178,258千円

(9,267,038千円)

10,219,848千円

ア 道路橋りょう整備

安全で快適な生活環境の確保を図るため、都市交通の円滑化や都市の魅力向上等に資する幹線道路や市民生活に密着した生活道路の整備、ボトルネック交差点などの交通渋滞の改善に取り組む。
また、「道路施設アセットマネジメント個別施設計画」に基づく補修等を行う。

(7,863,328千円)

イ 交通安全施設整備

8,343,397千円

市民の安全・安心の確保を図るため、通学路の安全対策や、道路のバリアフリー化、無電柱化、自転車通行空間の整備等を推進する。

(3,373,720千円)

ウ 都市計画道路整備

3,615,013千円

都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出する都市計画道路整備を進める。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	比較増減	備 考
幹 線 道 路 整 備	2,439,644	2,108,446	331,198	都市計画道路の整備、 無電柱化等
生 活 道 路 等 整 備	3,844,048	3,417,144	426,904	市民生活に密着した道路拡幅や 側溝整備等
交 通 安 全 施 設 整 備	6,518,837	5,809,327	709,510	通学路等の安全対策、 道路のバリアフリー化、 ゾーン30プラス、無電柱化等
連 続 立 体 交 差 事 業	53,000	551,599	△ 498,599	西鉄天神大牟田線(雑餉隈駅付近)
直 轄 工 事 費 負 担 金	689,000	689,000	—	国道3号等
道 路 施 設 の ア セ ャ ャ マ ネ ジ メ ン ト	6,253,570	5,706,713	546,857	道路や橋梁等のアセットマネジメント
そ の 他	2,380,159	2,221,857	158,302	事業費対象外給与費、私道整備費 補助金、福岡北九州高速道路公社への 出資金、貸付金等
合 計	22,178,258	20,504,086	1,674,172	

(2) 河川整備 (2,820,550千円)
2,265,026千円

ア 浸水対策 (2,675,550千円)
2,110,026千円

大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、護岸の整備等の河川改修を推進するとともに、雨水の流出抑制を目的とした治水池の整備等を行う。
また、老朽化した施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕・更新を進める。

イ 環境整備 (145,000千円)
155,000千円

市民が身近にふれあえる水辺環境を創出するため、河川の持つ環境や地域の特性に配慮し、うるおいや親しみのある環境整備を進める。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	比較増減	備 考
治 水 対 策	945,980	1,679,529	△ 733,549	周船寺川、金屑川、香椎川等
局 地 的 豪 雨 対 策	16,000	15,000	1,000	小田川
環 境 整 備	155,000	145,000	10,000	弁天川
河川施設のアセット マ ネ ジ メ ン ト	933,727	777,223	156,504	吉塚新川、上牟田川、綿打川等
そ の 他	214,319	203,798	10,521	事業費対象外給与費
合 計	2,265,026	2,820,550	△ 555,524	

(3) 下水道整備

(29,674,000 千円)

29,006,400 千円

下水道サービスを継続的に提供するため、管渠・ポンプ場・水処理センターにおける老朽化した施設の改築更新に計画的に取り組む。

また、災害に強い下水道を目指し、重点地区を定めた「雨水整備Dプラン2026」や天神周辺地区の雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」第2期事業等の浸水対策を推進するとともに、下水道施設の耐震化に取り組む。

このほか、未整備区域の解消や合流式下水道の改善、再生水利用下水道事業を推進するとともに、下水汚泥の有効利用や再生可能エネルギーの導入等に取り組む。

(内訳)

(単位:千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	比較増減	備 考
下水道施設の資産 マネジメント (改築更新)	18,845,162	17,539,161	1,306,001	管渠 36km、 堅粕第3ポンプ場、 中部水処理センター 外
浸 水 対 策	5,054,000	6,230,596	△ 1,176,596	中部11号幹線、金隈地区雨水管、 西田隈第3雨水幹線 外
地 震 対 策	2,927,000	2,774,000	153,000	筥松第9雨水幹線 外
未整備区域の解消	1,449,238	2,297,792	△ 848,554	みなと香椎 外
合流式下水道の改善	388,000	377,451	10,549	天神周辺地区 外
再 生 水 利 用	343,000	455,000	△ 112,000	東部水処理センター 外
合 計	29,006,400	29,674,000	△ 667,600	

3. 議案第27号 令和8年度一般会計予算案

(1) 歳入

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
	15款 交通安全対策 特別交付金	410,000	410,000	—	100.0
44	1項 交通安全対策 特別交付金 1. 交通安全対策 特別交付金	410,000	410,000	—	100.0
	16款 分担金及び負担金	89,738	150,842	△ 61,104	59.5
46 ・ 47	1項 負 担 金 6. 土 木 費 負 担 金	72,441	143,842	△ 71,401	50.4
47	7. 都市計画費負担金	17,297	7,000	10,297	247.1
	17款 使用料及び手数料	4,717,307	4,713,923	3,384	100.1
54 ・ 55	1項 使 用 料 7. 土 木 使 用 料	4,704,734	4,689,284	15,450	100.3
62	2項 手 数 料 7. 土 木 手 数 料	11,388	23,365	△ 11,977	48.7
64	3項 収入証紙収入 1. 収入証紙収入	1,185	1,274	△ 89	93.0

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増減
交通安全対策特別交付金			
1. 土木総務費負担金	13,712	5,391	8,321
2. 道路橋りょう総務費負担金	4,900	6,985	△ 2,085
3. 道路維持費負担金	26,427	112,936	△ 86,509
4. 道路新設改良費負担金	1,000	3,500	△ 2,500
5. 交通安全施設等整備事業費負担金	26,087	14,720	11,367
6. 河川水路総務費負担金	100	100	—
7. 河川水路維持費負担金	215	210	5
街路新設改良費負担金			
1. 自転車駐車場使用料	873,831	865,831	8,000
2. バスターミナル使用料	26,217	25,540	677
3. 道路占用料	3,766,577	3,766,171	406
4. 河川水路使用料	32,089	25,766	6,323
5. 河川管理施設使用料	23	23	—
6. 土木施設使用料	4,245	4,211	34
7. 屋台設備使用料	1,752	1,742	10
1. 自転車保管手数料	11,360	23,325	△ 11,965
2. 砂利採取計画認可申請手数料	27	39	△ 12
3. 特殊車両通行許可申請手数料	1	1	—
収入証紙収入			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
79	18款 国庫支出金	4,075,649	3,788,267	287,382	107.6
	2項 国庫補助金 7. 土木費国庫補助金	3,132,937	2,952,860	180,077	106.1
80 ・ 81	8. 都市計画費国庫補助金	942,712	835,407	107,305	112.8
96	19款 県支出金	120,000	104,000	16,000	115.4
	2項 県補助金 6. 土木費県補助金	120,000	104,000	16,000	115.4
100 ・ 101	20款 財産収入	661,492	353,511	307,981	187.1
	1項 財産運用収入 1. 財産貸付収入	313,239	309,478	3,761	101.2
105 ・ 106	2項 財産売払収入 1. 不動産売払収入	47,881	43,661	4,220	109.7
	2. 物品売払収入	372	372	—	100.0
	3. 出資金返還金	300,000	—	300,000	皆増
110	21款 寄附金	3,500	700	2,800	500.0
	1項 寄附金 7. 土木費寄附金	3,500	700	2,800	500.0

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増減
1. 道路新設改良費補助金	1,489,217	1,444,825	44,392
2. 交通安全施設等整備事業費補助金	1,462,720	1,341,335	121,385
3. 河川水路改修費補助金	181,000	163,400	17,600
▲道路交通調査費補助金	—	3,300	△ 3,300
1. 街路新設改良費補助金	942,270	834,965	107,305
2. 下水道費補助金	442	442	—
1. 都市基盤河川改修費補助金	85,000	100,000	△ 15,000
2. 福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金	35,000	4,000	31,000
1. 土地貸付収入	66,229	68,174	△ 1,945
2. 建物等貸付収入	247,010	241,304	5,706
土地建物売払収入			
物品売払収入			
出資金返還金			
土木総務費寄附金			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
	24款 諸 収 入	1,340,007	1,443,589	△ 103,582	92.8
117	1項 延滞金、加算金 及び過料 1. 延滞金、加算金及び過料	11	11	—	100.0
118	2項 保険料収入 1. 保険料収入	35,651	32,877	2,774	108.4
120	4項 貸付金元利収入 5. 都市計画費貸付金 元 利 収 入	1,170,607	1,278,070	△ 107,463	91.6
121	6項 補 償 金 1. 土 木 費 補 償 金	75,634	74,614	1,020	101.4
126	12項 雑 入 8. 土 木 費 雑 入	4,694	4,814	△ 120	97.5
127	12. その 他 の 雑 入	53,410	53,203	207	100.4
	25款 市 債	14,202,000	14,029,000	173,000	101.2
130 ・ 131	1項 市 債 7. 土 木 債	12,218,000	12,160,000	58,000	100.5
	8. 都 市 計 画 債	1,984,000	1,869,000	115,000	106.2
	一 般 会 計 歳 入 合 計	25,619,693	24,993,832	625,861	102.5

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増減
税外収入延滞金			
1. 雇用保険料収入	2,733	2,870	△ 137
2. 厚生年金保険料収入	32,918	30,007	2,911
高速道路公社貸付金			
土木施設補償金			
放置自転車売却取得金			
その他の雑入			
1. 道路橋りょう整備債	10,690,000	9,929,000	761,000
2. 河川水路改良債	1,528,000	2,231,000	△ 703,000
1. 街路橋りょう整備債	1,073,000	1,055,000	18,000
2. 都市高速道路事業債	911,000	814,000	97,000

(2) 歳出

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
360 ┆ 363	8 款 土 木 費 1 項 土 木 管 理 費 1. 土 木 総 務 費	685,685	654,976	30,709	104.7
362 ┆ 367	2 項 道 路 橋 り よ う 費 1. 道 路 橋 り よ う 総 務 費	4,036,712	3,905,648	131,064	103.4

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減														
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・59人 (うち会計年度任用職員・3人)	652,301	641,048	11,253														
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(24)諸収入</td> <td style="text-align: right;">1,015</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">147</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">868</td> </tr> </table>	関連歳入		(24)諸収入	1,015	雇用保険料収入	147	厚生年金保険料収入	868									
関連歳入																	
(24)諸収入	1,015																
雇用保険料収入	147																
厚生年金保険料収入	868																
2. その他の経費 経常事務費等	33,384	13,928	19,456														
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(16)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">13,712</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">土木総務費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(17)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">収入証紙収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(21)寄附金</td> <td style="text-align: right;">3,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">土木総務費寄附金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(16)分担金及び負担金	13,712	土木総務費負担金		(17)使用料及び手数料	1	収入証紙収入		(21)寄附金	3,500	土木総務費寄附金				
関連歳入																	
(16)分担金及び負担金	13,712																
土木総務費負担金																	
(17)使用料及び手数料	1																
収入証紙収入																	
(21)寄附金	3,500																
土木総務費寄附金																	
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">24,713</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">660,967</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">685,685</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	24,713	負担金、補助及び交付金	5	その他(事務費等)	660,967	計	685,685							
区 分	金 額																
委託料	24,713																
負担金、補助及び交付金	5																
その他(事務費等)	660,967																
計	685,685																
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・228人 (うち会計年度任用職員・68人)	1,603,332	1,575,099	28,233														
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関連歳入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(24)諸収入</td> <td style="text-align: right;">80,996</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">1,662</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">22,032</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">土木施設補償金</td> <td style="text-align: right;">57,302</td> </tr> </table>	関連歳入		(24)諸収入	80,996	雇用保険料収入	1,662	厚生年金保険料収入	22,032	土木施設補償金	57,302							
関連歳入																	
(24)諸収入	80,996																
雇用保険料収入	1,662																
厚生年金保険料収入	22,032																
土木施設補償金	57,302																

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
362 ↳ 367	〔 1. 道路橋りょう総務費 〕				

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増減
2. 道路台帳補正等経費	228,307	211,849	16,458
ア 道路台帳補正経費	78,153	73,818	4,335
イ 境界協議等事務経費	38,081	28,081	10,000
ウ 不法占用物件対策等経費	1,164	1,157	7
エ 経常事務費等	110,909	108,793	2,116
[関連歳入			
(17)使用料及び手数料	1,837		
屋台設備使用料	1,752		
収入証紙収入	85		
(20)財産収入	31,078		
土地建物売払収入			
(24)諸収入	1,433		
その他の雑入			
]			
3. 自転車対策関連経費	1,920,276	1,654,570	265,706
有料自転車駐車場管理運営及び放置自転車対策等			
[関連歳入			
(17)使用料及び手数料	885,457		
自転車駐車場使用料	873,831		
土木施設使用料	266		
自転車保管手数料	11,360		
(20)財産収入	5,235		
土地貸付収入			
(24)諸収入	26,569		
放置自転車売却収得金	4,694		
その他の雑入	21,875		
(25)市債	187,000		
道路橋りょう整備債			
]			
4. 駐車対策等経費	119,315	288,948	△ 169,633
[関連歳入			
(20)財産収入	308,000		
土地貸付収入	60,990		
建物等貸付収入	247,010		
(24)諸収入	1,200		
その他の雑入			
]			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
362 └ 367	〔 1. 道路橋りょう総務費 〕				
366 └ 369	2. 道路維持費	4,239,236	3,526,489	712,747	120.2

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減																
5. 藤崎バス乗継ターミナル管理等経費	50,043	55,705	△ 5,662																
関連歳入 (17)使用料及び手数料 30,196 バスターミナル使用料 26,217 土木施設使用料 3,979 (24)諸収入 3,901 その他の雑入																			
6. 道路照明補助金 防犯灯補助事業、防犯灯のLED化	94,431	94,431	—																
7. その他の経費	21,008	25,046	△ 4,038																
関連歳入 (16)分担金及び負担金 4,900 道路橋りょう総務費負担金 (17)使用料及び手数料 1,100 特殊車両通行許可申請手数料 1 収入証紙収入 1,099 (24)諸収入 1,246 その他の雑入																			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">1,767,542</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">114,008</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">300,117</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">216,768</td> </tr> <tr> <td>補償、補填及び賠償金</td> <td style="text-align: right;">904</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">1,637,373</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,036,712</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	1,767,542	使用料及び賃借料	114,008	工事請負費	300,117	負担金、補助及び交付金	216,768	補償、補填及び賠償金	904	その他(事務費等)	1,637,373	計	4,036,712			
区 分	金 額																		
委託料	1,767,542																		
使用料及び賃借料	114,008																		
工事請負費	300,117																		
負担金、補助及び交付金	216,768																		
補償、補填及び賠償金	904																		
その他(事務費等)	1,637,373																		
計	4,036,712																		
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・16人 (うち会計年度任用職員・16人)	77,845	73,195	4,650																
関連歳入 (24)諸収入 5,948 雇用保険料収入 338 厚生年金保険料収入 5,610																			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
366 ↳ 369	〔 2. 道 路 維 持 費 〕				

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減
2. 維持補修費 道路・側溝補修等	3,526,563	2,899,835	626,728

関連歳入	
(16)分担金及び負担金	26,427
道路維持費負担金	
(17)使用料及び手数料	3,766,577
道路占用料	
(20)財産収入	372
物品売払収入	
(24)諸収入	39,117
税外収入延滞金	10
土木施設補償金	18,332
その他の雑入	20,775
(25)市債	359,000
道路橋りょう整備債	

3. 道路照明電気料	548,473	548,473	—
------------	---------	---------	---

関連歳入	
(24)諸収入	2,980
その他の雑入	

4. 補修事務所維持管理経費	86,355	4,986	81,369
----------------	--------	-------	--------

区 分	金 額
光熱水費	395,014
修繕料	184,423
委託料	1,513,071
工事請負費	1,864,431
原材料費	27,329
負担金、補助及び交付金	144,734
その他(事務費)	110,234
計	4,239,236

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
368 ↳ 371	3. 道路新設改良費	10,219,848	9,267,038	952,810	110.3

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減
1. 公共事業 道路新設・改良・道路修繕等 千代今宿線 外15路線	2,893,350	2,800,233	93,117
関連歳入 (18)国庫支出金 1,489,217 道路新設改良費補助金 (25)市債 1,188,000 道路橋りょう整備債			
2. 単独事業 道路新設・改良・道路修繕等 潟元浜線 外	6,068,748	5,225,240	843,508
関連歳入 (16)分担金及び負担金 1,000 道路新設改良費負担金 (25)市債 4,242,000 道路橋りょう整備債			
3. 私道整備費補助金	3,000	3,000	—
4. 直轄工事費負担金	689,000	689,000	—
関連歳入 (25)市債 620,000 道路橋りょう整備債			
5. 事業費対象外給与費 一般職職員・81人 (うち会計年度任用職員・5人)	565,750	549,565	16,185
関連歳入 (24)諸収入 2,291 雇用保険料収入 273 厚生年金保険料収入 2,018			

区 分	金 額
委託料	2,258,854
工事請負費	5,650,592
公有財産購入費	713,600
負担金、補助及び交付金	738,375
補償、補填及び賠償金	208,912
その他(事務費等)	649,515
計	10,219,848

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
370 ↳ 375	4. 交通安全施設等 整備事業費	8,343,397	7,863,328	480,069	106.1

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減																
1. 公共事業 歩道設置・無電柱化・自転車通行空間整備・駐輪場整備等 箱崎146号線 外47路線	2,734,849	2,582,468	152,381																
関連歳入 (18)国庫支出金 1,462,720 交通安全施設等整備事業費補助金 (25)市債 1,125,000 道路橋りょう整備債																			
2. 単独事業 歩道設置・防護柵設置・歩道段差解消・自転車通行空間整備等 後野福岡線 外	5,107,508	4,804,659	302,849																
関連歳入 (16)分担金及び負担金 26,087 交通安全施設等整備事業費負担金 (25)市債 2,969,000 道路橋りょう整備債																			
3. 事業費対象外給与費 一般職職員・72人 (うち会計年度任用職員・5人)	501,040	476,201	24,839																
関連歳入 (24)諸収入 1,852 雇用保険料収入 151 厚生年金保険料収入 1,701																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">1,132,098</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">5,823,098</td> </tr> <tr> <td>公有財産購入費</td> <td style="text-align: right;">252,401</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">30,450</td> </tr> <tr> <td>補償、補填及び賠償金</td> <td style="text-align: right;">512,060</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">593,290</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">8,343,397</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	1,132,098	工事請負費	5,823,098	公有財産購入費	252,401	負担金、補助及び交付金	30,450	補償、補填及び賠償金	512,060	その他(事務費等)	593,290	計	8,343,397			
区 分	金 額																		
委託料	1,132,098																		
工事請負費	5,823,098																		
公有財産購入費	252,401																		
負担金、補助及び交付金	30,450																		
補償、補填及び賠償金	512,060																		
その他(事務費等)	593,290																		
計	8,343,397																		

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
374 ↳ 377	3項 河川水路費 1. 河川水路総務費	158,255	146,667	11,588	107.9
376 ・ 377	2. 河川水路維持費	380,008	387,991	△ 7,983	97.9

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減																						
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・19人 (うち会計年度任用職員・1人)	154,153	142,415	11,738																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(24)諸収入</td> <td style="text-align: right;">454</td> </tr> <tr> <td>雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">93</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">361</td> </tr> </table>	関連歳入		(24)諸収入	454	雇用保険料収入	93	厚生年金保険料収入	361																	
関連歳入																									
(24)諸収入	454																								
雇用保険料収入	93																								
厚生年金保険料収入	361																								
2. その他の経費	4,102	4,252	△ 150																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(16)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>河川水路総務費負担金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(16)分担金及び負担金	100	河川水路総務費負担金																				
関連歳入																									
(16)分担金及び負担金	100																								
河川水路総務費負担金																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">2,131</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">156,098</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">158,255</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	26	負担金、補助及び交付金	2,131	その他(事務費等)	156,098	計	158,255															
区 分	金 額																								
委託料	26																								
負担金、補助及び交付金	2,131																								
その他(事務費等)	156,098																								
計	158,255																								
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・1人 (うち会計年度任用職員・1人)	4,479	4,215	264																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(24)諸収入</td> <td style="text-align: right;">347</td> </tr> <tr> <td>雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">328</td> </tr> </table>	関連歳入		(24)諸収入	347	雇用保険料収入	19	厚生年金保険料収入	328																	
関連歳入																									
(24)諸収入	347																								
雇用保険料収入	19																								
厚生年金保険料収入	328																								
2. 河川水路の維持補修経費	375,529	383,776	△ 8,247																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td>(16)分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">215</td> </tr> <tr> <td>河川水路維持費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(17)使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">32,139</td> </tr> <tr> <td>河川水路使用料</td> <td style="text-align: right;">32,089</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設使用料</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td>砂利採取計画認可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>(20)財産収入</td> <td style="text-align: right;">16,803</td> </tr> <tr> <td>土地建物売払収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(24)諸収入</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>税外収入延滞金</td> <td></td> </tr> </table>	関連歳入		(16)分担金及び負担金	215	河川水路維持費負担金		(17)使用料及び手数料	32,139	河川水路使用料	32,089	河川管理施設使用料	23	砂利採取計画認可申請手数料	27	(20)財産収入	16,803	土地建物売払収入		(24)諸収入	1	税外収入延滞金				
関連歳入																									
(16)分担金及び負担金	215																								
河川水路維持費負担金																									
(17)使用料及び手数料	32,139																								
河川水路使用料	32,089																								
河川管理施設使用料	23																								
砂利採取計画認可申請手数料	27																								
(20)財産収入	16,803																								
土地建物売払収入																									
(24)諸収入	1																								
税外収入延滞金																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">198,413</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">144,008</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">37,587</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">380,008</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	委託料	198,413	工事請負費	144,008	その他(事務費等)	37,587	計	380,008															
区 分	金 額																								
委託料	198,413																								
工事請負費	144,008																								
その他(事務費等)	37,587																								
計	380,008																								

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
376 } 381	3. 河川水路改良費	2,265,026	2,820,550	△ 555,524	80.3

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減																		
1. 公共事業	483,500	441,000	42,500																		
都市基盤河川改修、準用河川改修等 周船寺川 外6河川 1池																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">(18)国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">181,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川水路改修費補助金</td> </tr> <tr> <td>(19)県支出金</td> <td style="text-align: right;">120,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">都市基盤河川改修費補助金</td> </tr> <tr> <td>福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金</td> <td style="text-align: right;">85,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">35,000</td> </tr> <tr> <td>(25)市債</td> <td style="text-align: right;">164,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川水路改良債</td> </tr> </table>				関連歳入		(18)国庫支出金	181,000	河川水路改修費補助金		(19)県支出金	120,000	都市基盤河川改修費補助金		福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金	85,000		35,000	(25)市債	164,000	河川水路改良債	
関連歳入																					
(18)国庫支出金	181,000																				
河川水路改修費補助金																					
(19)県支出金	120,000																				
都市基盤河川改修費補助金																					
福岡県流域治水協働推進事業(整備費)補助金	85,000																				
	35,000																				
(25)市債	164,000																				
河川水路改良債																					
2. 単独事業	1,567,207	2,175,752	△ 608,545																		
河川水路改良、準用河川改修(単独)、局地的豪雨対策、河川施設のアセットマネジメント等 香椎川 外																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">(25)市債</td> <td style="text-align: right;">1,364,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">河川水路改良債</td> </tr> </table>				関連歳入		(25)市債	1,364,000	河川水路改良債													
関連歳入																					
(25)市債	1,364,000																				
河川水路改良債																					
3. 事業費対象外給与費	214,319	203,798	10,521																		
一般職職員・27人																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">関連歳入</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">(24)諸収入</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雇用保険料収入</td> </tr> </table>				関連歳入		(24)諸収入	26	雇用保険料収入													
関連歳入																					
(24)諸収入	26																				
雇用保険料収入																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">394,699</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">1,500,508</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td style="text-align: right;">102,800</td> </tr> <tr> <td>補償、補填及び賠償金</td> <td style="text-align: right;">24,000</td> </tr> <tr> <td>その他(事務費等)</td> <td style="text-align: right;">243,019</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">2,265,026</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	金 額	委託料	394,699	工事請負費	1,500,508	負担金、補助及び交付金	102,800	補償、補填及び賠償金	24,000	その他(事務費等)	243,019	計	2,265,026				
区 分	金 額																				
委託料	394,699																				
工事請負費	1,500,508																				
負担金、補助及び交付金	102,800																				
補償、補填及び賠償金	24,000																				
その他(事務費等)	243,019																				
計	2,265,026																				

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
402 ↳ 407	9 款 都市計画費 3 項 街路橋りょう費 1. 街路新設改良費	3,615,013	3,373,720	241,293	107.2

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増減
1. 公共事業	1,787,640	1,584,919	202,721
新設改良 (都)千鳥橋唐人町線 外8路線	1,787,640	1,088,524	699,116
▲ 鉄道高架 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)	—	496,395	△ 496,395
関連歳入 (18)国庫支出金 街路新設改良費補助金 (25)市債 街路橋りょう整備債	942,270 761,000		
2. 単独事業	517,004	595,710	△ 78,706
(都)国道3号線 外			
関連歳入 (16)分担金及び負担金 街路新設改良費負担金 (25)市債 街路橋りょう整備債	17,297 312,000		
3. 都市高速道路事業	953,488	850,919	102,569
福岡北九州高速道路公社への出資金、貸付金等			
関連歳入 (20)財産収入 土地貸付収入 (25)市債 都市高速道路事業債	4 911,000		

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
402 ↳ 407	(1. 街路新設改良費)				
416 ・ 417	5項下水道費 1. 下水道費	20,957,203	20,685,909	271,294	101.3

事 項 説 明

	8年度	7年度	千円 増減
4. 事業費対象外給与費 一般職職員・46人	356,881	342,172	14,709

関連歳入 (24)諸収入 雇用保険料収入	24
----------------------------	----

区 分	金 額
委託料	247,297
工事請負費	586,767
公有財産購入費	88,185
負担金、補助及び交付金	305,075
補償、補填及び賠償金	950,865
その他(事務費等)	1,436,824
計	3,615,013

1. 下水道事業に対する負担金	20,955,875	20,684,581	271,294
-----------------	------------	------------	---------

2. 水洗化促進事業	1,328	1,328	—
------------	-------	-------	---

関連歳入 (18)国庫支出金 下水道費補助金	442
------------------------------	-----

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A - B	率 A/B
(その一)		千円	千円	千円	%
482 } 485	14 款 公 債 費 1 項 公 債 費 1. 元 金	—	—	—	—
	2. 利 子	—	—	—	—
一般会計歳出合計		54,900,383	52,632,316	2,268,067	104.3

事 項 説 明

千円

- ・関連歳入
 - 長期債元金償還金
 - 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る元金収入

関連歳入	
(24)諸収入	1,088,445
高速道路公社貸付金	

- ・関連歳入
 - 長期債利子
 - 福岡北九州高速道路公社貸付金に係る利子収入

関連歳入	
(24)諸収入	82,162
高速道路公社貸付金	

(3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市基盤河川改修事業	令和9年度	千円 51,000
準用河川改修事業	令和9年度	12,000
都市再生整備計画事業	令和9年度	31,500
アセットマネジメント (河川施設等)	令和9年度	20,000
河川環境整備事業	令和9年度	39,300
福岡北九州高速道路公社に対する 政府資金貸付金に係る債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	800,000千円を限度とする 貸付金相当額
福岡北九州高速道路公社に対する 民間資金等貸付金に係る債務保証	令和8年度から 令和28年度まで	11,310,000千円を限度とする 貸付金及びこれに対する利息の 合計額相当額

(4) 地方債

起債の目的	限度額		
	令和8年度 A	令和7年度 B	比較 A-B
	千円	千円	千円
道路橋りょう整備費	10,690,000	9,929,000	761,000
河川水路改良費	1,528,000	2,231,000	△ 703,000
街路橋りょう整備費	1,073,000	1,055,000	18,000
都市高速道路事業費	911,000	814,000	97,000

4. 議案第43号 令和8年度下水道事業会計予算案

(1) 業務の予定量

区 分	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
			A - B	A / B
1. 処 理 面 積	17,225 ^{ha}	17,223 ^{ha}	2 ^{ha}	100.0 [%]
2. 年 間 処 理 水 量	193,000,000 ^{m3}	192,000,000 ^{m3}	1,000,000 ^{m3}	100.5 [%]
3. 主 要 な 建 設 改 良 事 業 管渠、ポンプ場及び下水処理場 整備事業費	29,006,400 ^{千円}	29,674,000 ^{千円}	△ 667,600 ^{千円}	97.8 [%]

(2) 予 算 案

ア 収益的収入及び支出

区 分	科 目		令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
	款	項			金 額 A-B	率 A/B
収 入	(1) 下 水 道 事 業 収 益	1. 営 業 収 益	49,572,190 ^{千円}	49,201,913 ^{千円}	370,277 ^{千円}	100.8 [%]
		2. 営 業 外 収 益	9,831,716	9,796,886	34,830	100.4
		3. 特 別 利 益	36,344	22,441	13,903	162.0
		計	59,440,250	59,021,240	419,010	100.7
支 出	(1) 下 水 道 事 業 費 用	1. 営 業 費 用	48,699,272	47,841,393	857,879	101.8
		2. 営 業 外 費 用	3,807,220	3,724,084	83,136	102.2
		3. 特 別 損 失	36,175	35,964	211	100.6
		4. 予 備 費	30,000	30,000	-	100.0
		計	52,572,667	51,631,441	941,226	101.8
差 引			6,867,583	7,389,799	△ 522,216	92.9

イ 資本的收入及び支出

区分	科目		令和8年度 A	令和7年度 B	比較	
	款	項			金額 A-B	率 A/B
収入	(1) 資本的収入		千円	千円	千円	%
		1. 企業債	18,577,000	17,404,000	1,173,000	106.7
		2. 国庫補助金	5,882,700	6,680,937	△ 798,237	88.1
		3. 負担金	300,337	497,806	△ 197,469	60.3
		4. 他会計負担金	4,285,718	4,297,494	△ 11,776	99.7
		5. 固定資産売却代金	105	33	72	318.2
		6. 水洗化貸付事業収入	1,162	1,690	△ 528	68.8
		7. 企業債償還金 積立金戻入	6,623,580	2,245,320	4,378,260	295.0
		8. 雑収入	15,987	12,522	3,465	127.7
	計	35,686,589	31,139,802	4,546,787	114.6	
支出	(1) 資本的支出	1. 建設改良費	30,521,159	31,094,221	△ 573,062	98.2
		2. 償還金	25,191,586	20,783,847	4,407,739	121.2
		3. 水洗化貸付事業費	2,355	2,355	-	100.0
		4. 国庫返還金	5,712	5,712	-	100.0
		5. 企業債償還金 積立金	6,047,960	5,714,300	333,660	105.8
		6. 予備費	5,000	5,000	-	100.0
		計	61,773,772	57,605,435	4,168,337	107.2
差引			△26,087,183	△26,465,633	378,450	98.6
補てん財源	減債積立金		7,010,185	6,650,165	360,020	105.4
	消費税及び地方消費税 資本的収支調整額		1,471,906	1,555,451	△ 83,545	94.6
	損益勘定留保資金		17,605,092	18,260,017	△ 654,925	96.4
	計		26,087,183	26,465,633	△ 378,450	98.6

(3) 予算案の内訳

ア 収益的収入及び支出

(収 入)

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 下水道事業収益 1項 営業収益				
	1. 下水道使用料	28,570,170	31,729,060	△ 3,158,890	90.0
	2. 雨水処理負担金	15,932,637	15,672,275	260,362	101.7
188	3. その他他会計負担金	3,833,106	632,263	3,200,843	606.3
	4. 受託事業収益	82,223	78,516	3,707	104.7
	5. その他営業収益	1,154,054	1,089,799	64,255	105.9

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
福岡市下水道条例に基づく使用料			
雨水処理に係る一般会計負担金			
水質規制、水洗化促進等に係る一般会計負担金			
1. 水質規制費負担金	80,545	79,856	689
2. 水洗化促進費負担金	93,936	72,151	21,785
3. その他負担金	3,658,625	480,256	3,178,369
下水処理に係る受託事業収益			
再生水料金等			
1. 再生水料金	798,682	729,768	68,914
2. 営業雑収益等	355,372	360,031	△4,659

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2項 営業外収益				
	1. 受取利息及び配当金	179,825	142,088	37,737	126.6
	2. 国庫補助金	438	451	△ 13	97.1
	3. 他会計負担金	65,159	82,549	△ 17,390	78.9
188	4. 長期前受金戻入	9,498,914	9,493,763	5,151	100.1
	5. 雑収益	87,380	78,035	9,345	112.0
	3項 特別利益				
	1. 過年度損益修正益	36,300	22,400	13,900	162.1
	2. その他特別利益	44	41	3	107.3
	収益的収入 合計	59,440,250	59,021,240	419,010	100.7

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
市債管理基金運用に係る利息等			
1. 市債管理基金利息	179,725	141,988	37,737
2. 預金利息等	100	100	-
雨水流出抑制施設助成等に対する国庫補助金			
下水道事業特別措置債利息等に係る一般会計負担金			
1. 下水道事業特別措置債利息	15,809	27,312	△11,503
2. 流域下水道事業に係る企業債利息等	49,350	55,237	△5,887
償却資産の取得のために受け入れた国庫補助金の減価償却費等見合い分の収益化額			
下水道用地の占用料等			
下水道使用料の過年度分に係る修正益			
下水道使用料等還付請求権の時効消滅分			

(支 出)

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 下水道事業費用 1項 営業費用				
	1. 管 渠 費	2,262,380	2,148,057	114,323	105.3
189					
	2. ポンプ場費	2,863,556	2,798,938	64,618	102.3

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
管渠等施設の維持管理に要する費用			
1. 管渠の清掃経費 枝線清掃(800mm未満)、幹線清掃、スクリーン清掃等	1,206,603	1,122,810	83,793
2. 管渠の補修等経費 既設管調査、マンホール蓋取替、一般補修等	778,880	741,987	36,893
3. 下水道施設管理システム等経費	76,933	76,258	675
4. その他の経費 蒲田汚泥処理施設経費等	199,964	207,002	△7,038
ポンプ場129カ所等の施設の維持管理に要する費用			
1. 中継ポンプ場等79カ所の維持管理経費	1,074,961	1,015,638	59,323
(1) 機器運転等委託料	760,944	688,224	72,720
(2) 動力費	188,234	203,312	△15,078
(3) 修繕費	91,254	87,687	3,567
(4) その他の経費 光熱水費等	34,529	36,415	△1,886
2. 排水ポンプ場50カ所等の維持管理経費	1,788,595	1,783,300	5,295
(1) 機器運転等委託料	1,320,952	1,220,105	100,847
(2) 動力費	270,227	314,369	△44,142
(3) 修繕費	149,104	149,274	△170
(4) その他の経費 光熱水費等	48,312	99,552	△51,240

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
189	3. 処 理 場 費	8,597,262	8,086,818	510,444	106.3
	4. 水 質 指 導 費	13,795	13,944	△ 149	98.9

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
水処理センター6カ所 及び 再生水利用下水道施設の維持管理等に要する費用			
1. 水処理センターの維持管理経費	7,914,219	7,479,333	434,886
(1) 機器運転委託料	2,621,994	2,280,411	341,583
(2) 清掃等その他の委託料	1,685,994	1,531,642	154,352
(3) 動力費、薬品費	2,312,554	2,379,411	△66,857
(4) 修繕費	932,738	953,353	△20,615
(5) その他の経費 備消耗品費等	360,939	334,516	26,423
2. 下水汚泥輸送処理処分経費	383,852	375,229	8,623
3. 再生水利用下水道施設経費	299,191	232,256	66,935
(1) 機器運転等委託料	127,535	107,209	20,326
(2) 動力費、薬品費	81,355	77,966	3,389
(3) その他の経費 備消耗品費等	90,301	47,081	43,220
水質の監視、指導等に要する費用			
1. 汚水幹線等水質調査業務委託料	9,990	9,989	1
2. その他監視、指導等経費	3,805	3,955	△150

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	5. 水洗化促進費	109,188	66,891	42,297	163.2
	6. 流域下水道費	2,096,080	2,176,517	△ 80,437	96.3
189	7. 業 務 費	1,866,524	1,937,648	△ 71,124	96.3
	8. 総 係 費	421,022	417,116	3,906	100.9

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
水洗化の普及、促進及び水洗便所改造資金の貸付事務等に要する費用			
1. 低地排水設備工事費補助金	750	750	-
2. 私道排水設備工事費補助金	235	235	-
3. 水洗便所改造補助金	516	516	-
4. 排水設備の完了検査業務等委託料	102,247	60,377	41,870
5. その他の経費	5,440	5,013	427
流域下水道の維持管理に要する負担金			
下水道使用料の徴収事務等に要する費用			
1. 下水道使用料等徴収事務費負担金	1,776,637	1,893,439	△116,802
2. 貸倒引当金繰入額	26,022	13,617	12,405
3. その他の経費	63,865	30,592	33,273
下水道事業活動の全般に関連する費用			
1. 下水道広報経費	27,957	30,906	△2,949
2. 庁舎使用料・経費負担金	243,684	244,278	△594
3. 排水設備分流化改造工事費助成	30,140	30,800	△660
4. 雨水流出抑制施設に係る助成	648	663	△15
5. 下水道分野における国際展開事業	32,866	36,060	△3,194
6. その他一般管理経費	85,727	74,409	11,318

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	9. 給 与 費	1,591,734	1,608,330	△ 16,596	99.0
	10. 減 価 償 却 費	28,630,778	28,357,959	272,819	101.0
	11. 資 産 減 耗 費	246,953	229,175	17,778	107.8
189	2項 営業外費用				
	1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	3,527,341	3,492,238	35,103	101.0
	2. 消 費 税	266,944	221,593	45,351	120.5
	3. 雑 支 出	12,935	10,253	2,682	126.2
190	3項 特別損失				
	1. 固定資産売却損	259	94	165	275.5

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
損益勘定支弁職員に係る給与費 一般職職員 193人(うち会計年度任用職員 44人)			
固定資産の減価償却費			
1. 固定資産除却費	63,849	1,000	62,849
2. 固定資産除却損	183,104	228,175	△45,071
企業債及び一時借入金に係る利息等			
1. 企業債利息	3,473,895	3,446,352	27,543
2. 一時借入金利息	1,000	1,000	-
3. 企業債取扱諸費	52,446	44,886	7,560
消費税納付額			
下水道使用料の還付加算金等			
軽自動車売却に伴う売却損			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2. 過年度損益修正損	35,715	35,693	22	100.1
	3. その他特別損失	201	177	24	113.6
190	4項 予 備 費				
	1. 予 備 費	30,000	30,000	-	100.0
	収益的支出 合計	52,572,667	51,631,441	941,226	101.8

事 項 説 明
下水道使用料の過年度分に係る更正等
受益者負担金の過年度分に係る更正等

イ 資本的収入及び支出
(収 入)

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 資本的収入				
	1項 企業債				
	1. 建設企業債	15,049,000	14,505,000	544,000	103.8
	2. 借換債	3,528,000	2,899,000	629,000	121.7
191	2項 国庫補助金				
	1. 国庫補助金	5,882,700	6,680,937	△ 798,237	88.1
	3項 負担金				
	1. 受益者負担金	16,111	35,228	△ 19,117	45.7
	2. 工事負担金	284,226	462,578	△ 178,352	61.4

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
公共下水道整備事業等に充当する企業債			
1. 公共下水道事業債	14,727,000	14,233,000	494,000
2. 流域下水道事業債	322,000	272,000	50,000
企業債(市場公募債)に係る借換債			
公共下水道整備事業に対する国庫補助金			
福岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づく受益者負担金			
公共下水道整備事業に伴う工事負担金			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
191 (その二)	4項 他会計負担金	千円	千円	千円	%
	1. 他会計負担金	4,285,718	4,297,494	△ 11,776	99.7
	5項 固定資産売却代金				
	1. 器具備品及びその他 売却代金	105	33	72	318.2
	6項 水洗化貸付 事業収入				
	1. 水洗化貸付金回収金	1,162	1,690	△ 528	68.8
	7項 企業債償還金 積立金戻入				
1. 企業債償還金 積立金戻入	6,623,580	2,245,320	4,378,260	295.0	
8項 雑 収 入					
1. その他雑収入	15,987	12,522	3,465	127.7	
	資本的収入合計	35,686,589	31,139,802	4,546,787	114.6

事 項 説 明

下水道事業特別措置債元金償還金等に係る一般会計負担金

軽自動車買い換えに伴う売却

水洗便所改造資金貸付金の回収金

企業債元金の満期一括償還のための市債管理基金積立金の取崩収入

下水道用地の使用料等

(支 出)

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	1款 資本的支出 1項 建設改良費				
192	1. 公共下水道整備費	29,006,400	29,674,000	△ 667,600	97.8

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
管渠、ポンプ場、水処理センター等の下水道施設の新設、改良に要する経費			
1. 公共事業	11,509,000	12,980,000	△1,471,000
(1) 管渠整備 管路延長 6,440m(中部11号幹線 外)	5,951,000	6,761,235	△810,235
(2) ポンプ場整備 堅粕第3ポンプ場(電気設備更新) 外	2,247,000	1,609,000	638,000
(3) 処理場整備 ・和白水処理センター(送風機設備更新 外) ・東部水処理センター(焼却設備改修 外) ・中部水処理センター(汚泥脱水機付帯機械設備更新 外) ・西部水処理センター(下水バイオガス発電設備新設 外)	3,130,000	4,289,765	△1,159,765
(4) 再生水利用下水道施設整備 東部水処理センター(再生処理設備更新工事) 外	181,000	320,000	△139,000
2. 単独事業(事業計画区域内)	17,497,400	16,694,000	803,400
(1) 管渠整備 管渠延長 56,741m	15,546,400	14,127,543	1,418,857
(2) ポンプ場整備 築地町ポンプ場(電気設備改良) 外	445,790	547,300	△101,510
(3) 処理場整備 和白水処理センター(消化槽防食更新) 外	1,343,210	1,884,157	△540,947
(4) 再生水利用下水道施設整備 東部水処理センター(再生処理設備更新工事) 外	162,000	135,000	27,000

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二) 192		千円	千円	千円	%
	2. 流域下水道整備費	350,779	291,898	58,881	120.2
	3. 区域外下水道整備費	10,229	13,000	△ 2,771	78.7
	4. 受益者負担金経費	11,465	29,887	△ 18,422	38.4
	5. 固定資産購入費	40,294	39,052	1,242	103.2
	6. 給 与 費	1,088,992	1,033,384	55,608	105.4
	7. 建設利息	13,000	13,000	—	100.0

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
流域下水道整備に要する建設費負担金			
事業計画区域外下水道整備に要する経費			
受益者負担金の徴収事務等に要する経費			
1. 前納報奨金	2,007	4,695	△2,688
2. 徴収事務等経費	9,458	25,192	△15,734
固定資産の購入に要する経費			
1. 水質試験用器具等	16,251	14,106	2,145
2. その他固定資産購入費	24,043	24,946	△903
資本勘定支弁職員に係る給与費 一般職職員 137人(うち会計年度任用職員 13人)			
汚水に係る未稼働施設の企業債利息			

予算案 説明書 ページ	目	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較	
				金 額 A-B	率 A/B
(その二)		千円	千円	千円	%
	2項 償 還 金				
	1. 企業債償還金	25,191,586	20,783,847	4,407,739	121.2
	3項 水洗化貸付事業費				
	1. 水洗化貸付金	2,355	2,355	-	100.0
	4項 国庫返還金				
192	1. 国庫返還金	5,712	5,712	-	100.0
	5項 企業債償還金 積立金				
	1. 企業債償還金 積立金	6,047,960	5,714,300	333,660	105.8
	6項 予 備 費				
	1. 予 備 費	5,000	5,000	-	100.0
	資本的支出合計	61,773,772	57,605,435	4,168,337	107.2

事 項 説 明			
	8年度	7年度	千円 増 減
建設企業債の元金償還金等			
1. 企業債の元金償還金	21,662,866	17,883,847	3,779,019
2. 企業債(市場公募債)の借換に係る元金償還金	3,528,720	2,900,000	628,720
<p>水洗便所改造資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付予定個数 6個 ・貸付限度額 430千円 ・償還方法 無利子、40回均等償還 			
下水道用地の使用料収入に伴う国庫返還金			
企業債元金の満期一括償還のための市債管理基金積立金			

(4) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 渠 整 備 事 業 (中 部 11 号 幹 線 外)	令和9年度から 令和11年度まで	千円 令和9年度以降 13,869,211
ポ ン プ 場 整 備 事 業 (興 徳 寺 ポ ン プ 場 外)	令和9年度 及び 令和10年度	令和9年度以降 3,562,600
処 理 場 整 備 事 業 (中 部 水 処 理 セ ン タ ー 外)	令和9年度	4,360,928

(5) 企業債

起債の目的	限 度 額		
	令和8年度 A	令和7年度 B	比 較 A-B
下 水 道 建 設 事 業 費	千円 15,049,000	千円 14,505,000	千円 544,000

(6) 一時借入金

限 度 額	千円 20,000,000
-------	------------------

(7) 予定支出の各項の経費の金額の流用

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合	消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
----------------------------	---

[参考資料]

1. 下水道事業会計 財政収支計画比較表

(消費税抜き、単位：千円)

収 支 計 画	年度	収 益 的 収 支						
		収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
		下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
令和 7年度	28,844,600	16,387,087	10,793,337	56,025,024	50,190,676	5,834,348	5,834,348	
8年度	28,929,685	16,773,859	11,029,028	56,732,572	51,454,818	5,277,754	5,277,754	
9年度	29,014,022	16,857,223	11,024,911	56,896,156	52,043,216	4,852,940	4,852,940	
10年度	28,996,867	17,054,636	10,866,621	56,918,124	52,901,513	4,016,611	4,016,611	
計 A	115,785,174	67,072,805	43,713,897	226,571,876	206,590,223	19,981,653	19,981,653	

(消費税抜き、単位：千円)

実 績 ・ 見 込	年度	収 益 的 収 支						
		収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
		下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
令和 7年度 (予算)	25,994,341	19,536,492	10,793,337	56,324,170	50,489,822	5,834,348	5,834,348	
8年度 (予算)	25,972,882	19,830,902	10,919,589	56,723,373	51,327,696	5,395,677	5,395,677	
9年度 (計画)	29,014,022	16,857,223	11,024,911	56,896,156	52,043,216	4,852,940	4,852,940	
10年度 (計画)	28,996,867	17,054,636	10,866,621	56,918,124	52,901,513	4,016,611	4,016,611	
計 B	109,978,112	73,279,253	43,604,458	226,861,823	206,762,247	20,099,576	20,099,576	

(消費税抜き、単位：千円)

比 較 増 減	年度	収 益 的 収 支						
		収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
		下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
R7~R10 年度計 B-A	△ 5,807,062	6,206,448	△ 109,439	289,947	172,024	117,923	117,923	
うち 8年度	△ 2,956,803	3,057,043	△ 109,439	△ 9,199	△ 127,122	117,923	117,923	

資 本 的 収 支			補てん財源		資金不足額	企業債残高 〔繰越含む〕
収 入	支 出	収支差引	損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額	〔一般会計出資金 で補てん〕	
31,139,802	57,605,435	△ 26,465,633	19,815,468	6,650,165	—	312,164,975
36,520,999	61,777,356	△ 25,256,357	20,011,874	5,244,483	—	305,558,389
34,574,773	60,515,311	△ 25,940,538	20,106,190	5,834,348	—	297,957,166
32,458,601	58,127,677	△ 25,669,076	20,391,322	5,277,754	—	291,747,502
134,694,175	238,025,779	△ 103,331,604	80,324,854	23,006,750	—	291,747,502

(消費税込み、単位：千円)

(単位：千円)

資 本 的 収 支			補てん財源		資金不足額	企業債残高 〔繰越含む〕
収 入	支 出	収支差引	損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額	〔一般会計出資金 で補てん〕	
31,640,302	58,106,435	△ 26,466,133	19,815,968	6,650,165	—	312,414,975
35,686,589	61,773,772	△ 26,087,183	19,076,998	7,010,185	—	305,800,389
34,574,773	60,515,311	△ 25,940,538	20,106,190	5,834,348	—	298,199,166
32,458,601	58,127,677	△ 25,669,076	20,391,322	5,277,754	—	291,989,502
134,360,265	238,523,195	△ 104,162,930	79,390,478	24,772,452	—	291,989,502

(消費税込み、単位：千円)

(単位：千円)

資 本 的 収 支			補てん財源		資金不足額	企業債残高
収 入	支 出	収支差引	損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額	〔一般会計出資金 で補てん〕	
△ 333,910	497,416	△ 831,326	△ 934,376	1,765,702	—	242,000
△ 834,410	△ 3,584	△ 830,826	△ 491,459	1,765,702	—	242,000

(消費税込み、単位：千円)

(単位：千円)

【参考】下水道使用料比較表

汚水の種類	使用料区分		令和8年度 A						令			
			延世帯数 (階層別)		有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)		延世帯数 (階層別)			
	単価			構成比		構成比		構成比		構成比		
一般汚水	基本使用料		円/月	世帯	%	千m3	%	千円	%	世帯	%	
			760	-	-	-	-	8,809,131	30.6	-	-	
	従量使用料	[月使用量] m3	円/m3									
		1 ~ 10	13	6,384,262	54.0	87,980	54.2	1,143,740	4.0	6,168,482	52.8	
		11 ~ 20	152	4,009,790	33.9	31,804	19.6	4,834,208	16.8	4,007,602	34.3	
		21 ~ 30	188	1,080,222	9.1	8,002	4.9	1,504,376	5.2	1,135,892	9.7	
		小口計			11,474,274	97.0	127,786	78.7	7,482,324	26.0	11,311,976	96.8
		31 ~ 50	246	247,872	2.1	3,496	2.2	860,016	3.0	272,888	2.3	
		51 ~ 100	278	48,634	0.4	3,732	2.3	1,037,496	3.6	49,756	0.4	
		101 ~ 300	311	34,558	0.3	6,800	4.2	2,114,800	7.3	35,626	0.3	
		301 ~ 1,000	366	16,084	0.1	7,812	4.8	2,859,192	9.9	15,498	0.1	
		1,001 ~ 5,000	417	5,294	0.1	8,525	5.3	3,554,925	12.3	5,440	0.1	
	大口計			352,442	3.0	30,365	18.8	10,426,429	36.1	379,208	3.2	
	大口 5,001 ~		515	796	0.0	4,087	2.5	2,104,805	7.3	712	0.0	
小計			11,827,512	100.0	162,238	100.0	20,013,558	69.4	11,691,896	100.0		
4月・5月検針減免			-	-	-	-	△ 2,850,259	-	-	-		
計			11,827,512	100.0	162,238	100.0	25,972,430	100.0	11,691,896	100.0		
公衆浴場汚水	基本使用料		円/月									
			560	100	0.0	-	-	56	0.0	116	0.0	
	従量使用料		円/m3									
		12	-	-	33	0.0	396	0.0	-	-		
計			100	0.0	33	0.0	452	0.0	116	0.0		
合計 (税抜き)			11,827,612	100.0	162,271	100.0	25,972,882	100.0	11,692,012	100.0		
消費税			-	-	-	-	2,597,288		-	-		
合計 (税込み)			11,827,612	100.0	162,271	100.0	28,570,170		11,692,012	100.0		

和 7 年 度 B				比 較 (A-B)					
有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)		延世帯数 (階層別)		有収水量 (段階別)		下水道使用料 (段階別)	
	構成比		構成比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
千m3	%	千円	%	世帯		千m3		千円	
-	-	8,708,124	30.2	-	-	-	-	101,007	101.2
87,872	53.8	1,142,336	4.0	215,780	103.5	108	100.1	1,404	100.1
32,988	20.2	5,014,176	17.4	2,188	100.1	△ 1,184	96.4	△ 179,968	96.4
8,167	4.9	1,535,396	5.4	△ 55,670	95.1	△ 165	98.0	△ 31,020	98.0
129,027	78.9	7,691,908	26.8	162,298	101.4	△ 1,241	99.0	△ 209,584	97.3
3,693	2.3	908,478	3.1	△ 25,016	90.8	△ 197	94.7	△ 48,462	94.7
3,773	2.3	1,048,894	3.6	△ 1,122	97.7	△ 41	98.9	△ 11,398	98.9
6,804	4.2	2,116,044	7.3	△ 1,068	97.0	△ 4	99.9	△ 1,244	99.9
7,743	4.7	2,833,938	9.8	586	103.8	69	100.9	25,254	100.9
7,988	4.9	3,330,996	11.6	△ 146	97.3	537	106.7	223,929	106.7
30,001	18.4	10,238,350	35.4	△ 26,766	92.9	364	101.2	188,079	101.8
4,283	2.7	2,205,745	7.6	84	111.8	△ 196	95.4	△ 100,940	95.4
163,311	100.0	20,136,003	69.8	135,616	101.2	△ 1,073	99.3	△ 122,445	99.4
-	-	-	-	-	-	-	-	△ 2,850,259	-
163,311	100.0	28,844,127	100.0	135,616	101.2	△ 1,073	99.3	△ 2,871,697	90.0
-	-	65	0.0	△ 16	86.2	-	-	△ 9	86.2
34	0.0	408	0.0	-	-	△ 1	97.1	△ 12	97.1
34	0.0	473	0.0	△ 16	86.2	△ 1	97.1	△ 21	95.6
163,345	100.0	28,844,600	100.0	135,600	101.2	△ 1,074	99.3	△ 2,871,718	90.0
-	-	2,884,460		-	-	-	-	△ 287,172	90.0
163,345	100.0	31,729,060		135,600	101.2	△ 1,074	99.3	△ 3,158,890	90.0

議案第76号

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市における自動車等の駐車需要の変化に対処するため、共同住宅における荷さばきのための駐車施設の附置に係る規定及び既存建築物に附置された駐車施設に収容すべき自動車の台数等の特例について定める等の必要があるによる。

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表駐車場整備地区等の部建築物の全部又は一部を特定用途に供するものの項中「を特定用途」の次に「（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）（共同住宅を除く。）」を、「「特定部分」という。）」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を、「同じ。）と」の次に「共同住宅の用途及び」を加え、「（以下「非特定部分」という。）」を削り、同部建築物の全部を非特定用途に供するものの項中「全部を」の次に「共同住宅の用途及び」を加え、同表周辺地区又は自動車ふくそう地区の項中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を、「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加え、同表備考中「非特定部分」を「共同住宅の用途及び非特定用途に供する部分」に改め、同条第2項中「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加える。

第3条の2第1項の表（い）の欄中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同表（う）の欄中「店舗の用に供する部分の」を「店舗の用途に供する部分の」に、「店舗の用に供する部分を」を「店舗及び共同住宅の用途に供する部分を」に改め、同条第2項中「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加える。

第4条第1項の表(あ)の欄中「特定用途」の次に「(共同住宅を除く。)」を加え、同表(い)の欄及び(う)の欄中「特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加え、同条第2項中「特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 商業地域内において、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積が2,000平方メートルを超え、かつ、共同住宅の戸数が50戸を超える建築物を新築しようとする者は、共同住宅の戸数に対して100戸までごとに1台以上の自動車を収容することができる荷さばきのための駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けるよう努めなければならない。

第5条中「前条」を「前条第1項若しくは第2項」に、「台数は」を「台数又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設に収容すべき自動車の台数は」に改める。

第5条の2中「自動二輪車の台数」の次に「を超える台数の自動二輪車を収容することができる駐車施設を設ける場合には、当該を超える台数」を加える。

第7条第2項中「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同項第1号中「場合 当該」を「場合であつて、当該」に、「に100分の1」を「が200台以下のとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の2」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該建築物を新築しようとする場合であつて、当該建築物の駐車施設に収容すべき自動車の台数が200台を超えるとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の1を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数)に2を加えた台数

第7条第4項中「第4条」を「第4条第1項若しくは第2項」に改め、「駐車施設」の次に「又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設」を加える。

第8条第2項中「第4項」を「第4条第1項若しくは第2項」に、「駐車施設の整備」を「駐車施設又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設の整備」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(既存建築物における駐車施設等)

第10条の2 第3条から第4条まで又は第8条から第8条の3までの規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することができる。

(1) 駐車施設の利用状況に応じて、設けた駐車施設と異なる規模の駐車施設（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第2号に規定する自転車等の駐車のための施設を含む。）を設けるために、市長が定める範囲で、駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じる場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合

2 前項の適用を受ける場合は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 第1項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

第12条中「第4条」の次に「（第3項を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2並びに第7条第2項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日から起算して6月を経過した日以後に新築、増築又は特定部分（改正後の条例第3条第1項の表駐車場整備地区等の部建築物の全部又は一部を特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）（共同住宅を除く。）に供するものの項に規定する特定部分をいう。以下同じ。）（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の増加を伴う用途変更（改正後の条例第3条第2項に規定する用途変更をいう。以下同じ。）のための大規模の修繕等（同項に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手した建築物について適用し、同日前に新築、増築又は特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。

議案第 76 号の説明資料

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

近年、超高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、国が駐車場法施行令の一部を改正し駐車需要を生じさせる程度の大きい用途（以下、特定用途という）として共同住宅を追加したことに伴い、本市における自動車等の駐車需要にあわせた駐車施設を附置すべき台数を改める必要があるもの。

2 主な改正内容

(1) 附置義務台数の算定式の変更

国が示した標準駐車場条例と同様とする（改正施行令により共同住宅が特定用途となるが算定式は非特定用途と同じとする）。

現行

対象地区	商業地域・近隣商業地域 ・駐車場整備地区	
対象用途	特定用途	非特定用途
	施行令第 18 条 (百貨店その他の店舗、事務所等)	特定用途以外のもの (共同住宅、保育園等)
対象規模	特定用途の延べ面積(a)が 1,500 m ² を超えるもの	非特定用途の延べ床面積(b)が 2,000 m ² を超えるもの
必要台数	$\frac{(a) - 1,500 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2}$	$\frac{(b) - 2,000 \text{ m}^2}{450 \text{ m}^2}$

改正案

(下線部分が改正箇所)

対象地区	商業地域・近隣商業地域 ・駐車場整備地区	
対象用途	特定用途	非特定用途
	施行令第 18 条 <u>(共同住宅除く)</u>	<u>共同住宅</u> 特定用途以外のもの (保育園等)
対象規模	特定用途(<u>共同住宅除く</u>)の延べ面積(a)が 1,500 m ² を超えるもの	<u>共同住宅及び</u> 非特定用途の延べ床面積(b)が 2,000 m ² を超えるもの
必要台数	$\frac{(a) - 1,500 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2}$	$\frac{(b) - 2,000 \text{ m}^2}{450 \text{ m}^2}$

(2) 荷さばきのための駐車施設の変更

共同住宅における荷さばき駐車場の設置は努力義務とする。

現行

対象地区	商業地域
対象用途	特定用途
	施行令第 18 条 (百貨店その他の店舗、事務所等)
対象規模	特定用途の延べ面積(a)が 2,000 m ² を超えるもの
必要台数	$\frac{(a)}{6,000 \text{ m}^2}$

改正案

(下線部分が改正箇所)

対象地区	商業地域
対象用途	特定用途
	施行令第 18 条 (<u>共同住宅除く</u>) (百貨店その他の店舗、事務所等)
対象規模	特定用途 (<u>共同住宅除く</u>) の延べ面積(a)が 2,000 m ² を超えるもの
必要台数	$\frac{(a)}{6,000 \text{ m}^2}$

※共同住宅の用途に供する部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え、かつ、共同住宅の戸数が 50 戸を超える建築物を新築しようとする者は荷さばき駐車場の設置に努めなければならないとする。

(3) 既存附置義務駐車施設の振替・緩和の追加

乗用車用の駐車施設が余剰となっている一方、荷さばき用や自動二輪車用の駐車施設が不足している場合など、乗用車用駐車場から荷さばき駐車場等への振替を新たに認めることとする。

また、共同住宅の駐車場においては、利用実績により余剰が生じていると認められ、所有者の同意がある場合について、余剰台数分の附置義務台数の緩和（減少）を新たに認めることとする。

(4) 車椅子利用者のための駐車施設の変更

バリアフリー法施行令及び福祉のまちづくり条例施行規則と同様とする。

現行

対象用途	附置義務条例施行規則第3条 (病院、百貨店その他の店舗、映画館、集会所、遊技場等)
必要台数	附置義務総台数の1/100 ※小数点以下切上げ

改正案

(下線部分が改正箇所)

対象用途	附置義務条例施行規則第3条 (病院、百貨店その他の店舗、映画館、集会所、遊技場等)
必要台数	<u>全駐車場台数200台以下の場合</u> 附置義務総台数の2/100 <u>全駐車場台数200台を超える場合</u> 附置義務総台数の1/100+2台以上 ※小数点以下切上げ

3 施行期日

令和8年4月1日

4 福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例新旧対照表

(下線部分が改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(駐車施設の附置)</p> <p>第3条 次の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(い)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(う)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(え)欄により算定した台数以上の自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。)を除く。以下同じ。)を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。ただし、義務教育諸学校その他規則で定めるものの用に供する建築物で、市長が特に認めるものについては、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(駐車施設の附置)</p> <p>第3条 次の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(い)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(う)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(え)欄により算定した台数以上の自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。)を除く。以下同じ。)を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。ただし、義務教育諸学校その他規則で定めるものの用に供する建築物で、市長が特に認めるものについては、この限りでない。</p>

旧				新			
(あ)	(い)	(う)	(え)	(あ)	(い)	(う)	(え)
地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模	地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
駐車場整備地区等	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)と特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する部分(以下「非特定部分」という。)の延べ面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積が1,500平方メートルを超えるもの	延べ面積が1,500平方メートルを超える部分の面積に対してA平方メートルまでごとに1台	駐車場整備地区等	建築物の全部又は一部を特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供するもの	特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)(共同住宅の用途を除く。)の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)と共同住宅の用途及び特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する部分の延べ面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積が1,500平方メートルを超えるもの	延べ面積が1,500平方メートルを超える部分の面積に対してA平方メートルまでごとに1台
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	延べ面積が2,000平方メートルを超える部分の面積に対して450平方メートルまでごとに1台		建築物の全部を共同住宅の用途及び非特定用途に供するもの	延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	延べ面積が2,000平方メートルを超える部分の面積に対して450平方メートルまでごとに1台
周辺地区又は自動車ふくそのう地区	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分の面積に対して300平方メートルまでごとに1台	周辺地区又は自動車ふくそのう地区	建築物の全部又は一部を特定用途(共同住宅を除く。)に供するもの	特定部分(共同住宅の用途を除く。)の延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分の面積に対して300平方メートルまでごとに1台

旧	新																																
<p>備考 (え)欄に規定するAは、次の式により算定して得た数値とする。</p> $A=300+\frac{\text{非特定部分の延べ面積}}{\text{延べ面積}}\times 150$ <p>2 前項の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(う)欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分の延べ面積の増加を伴う建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)のための建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替(以下「大規模の修繕等」という。)をすることにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の自動車を収容することができる駐車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条の2 次の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(い)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(う)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(え)欄により算定した台数を合計した台数以上の自動二輪車を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。ただし、規則で定めるものの用に供する建築物で、市長が特に認めるものについては、この限りでない。</p>	<p>備考 (え)欄に規定するAは、次の式により算定して得た数値とする。</p> $A=300+\frac{\text{共同住宅の用途及び非特定用途に供する部分の延べ面積}}{\text{延べ面積}}\times 150$ <p>2 前項の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(う)欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の増加を伴う建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)のための建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替(以下「大規模の修繕等」という。)をすることにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の自動車を収容することができる駐車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条の2 次の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(い)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(う)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(え)欄により算定した台数を合計した台数以上の自動二輪車を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。ただし、規則で定めるものの用に供する建築物で、市長が特に認めるものについては、この限りでない。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(あ)</th> <th>(い)</th> <th>(う)</th> <th>(え)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区又は地域</td> <td>建築物の用途</td> <td>建築物の規模</td> <td>駐車施設の規模</td> </tr> <tr> <td>商業地域、近隣商業地域</td> <td>建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの</td> <td>百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの</td> <td>延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特定部分(百貨店その他</td> <td>延べ面積に対して5,000</td> </tr> </tbody> </table>	(あ)	(い)	(う)	(え)	地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模	商業地域、近隣商業地域	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台			特定部分(百貨店その他	延べ面積に対して5,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(あ)</th> <th>(い)</th> <th>(う)</th> <th>(え)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区又は地域</td> <td>建築物の用途</td> <td>建築物の規模</td> <td>駐車施設の規模</td> </tr> <tr> <td>商業地域、近隣商業地域</td> <td>建築物の全部又は一部を特定用途(共同住宅を除く。)に供するもの</td> <td>百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの</td> <td>延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特定部分(百貨店その他</td> <td>延べ面積に対して5,000</td> </tr> </tbody> </table>	(あ)	(い)	(う)	(え)	地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模	商業地域、近隣商業地域	建築物の全部又は一部を特定用途(共同住宅を除く。)に供するもの	百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台			特定部分(百貨店その他	延べ面積に対して5,000
(あ)	(い)	(う)	(え)																														
地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模																														
商業地域、近隣商業地域	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台																														
		特定部分(百貨店その他	延べ面積に対して5,000																														
(あ)	(い)	(う)	(え)																														
地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模																														
商業地域、近隣商業地域	建築物の全部又は一部を特定用途(共同住宅を除く。)に供するもの	百貨店その他の店舗の用に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して3,000平方メートルまでごとに1台																														
		特定部分(百貨店その他	延べ面積に対して5,000																														

旧		新	
	の店舗の用に供する部分を除く。)の延べ面積が5,000平方メートルを超えるもの	の店舗及び共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積が5,000平方メートルを超えるもの	平方メートルまでごとに1台

2 前項の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(う)欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行うことにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行う者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の自動二輪車を収容することができる駐車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。

(1)・(2) (略)

(荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条 商業地域内において、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(い)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(う)欄により算定した台数以上の自動車を収容することができる荷さばきのための駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。

(あ)	(い)	(う)
建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積に対して6,000平方メートルまでごとに1台

2 商業地域内において、前項の表の(い)欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行うことにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行う者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の自動車を収容することができる荷さばきのための駐

2 前項の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(う)欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行うことにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行う者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の自動二輪車を収容することができる駐車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。

(1)・(2) (略)

(荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条 商業地域内において、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて(い)欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、(う)欄により算定した台数以上の自動車を収容することができる荷さばきのための駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。

(あ)	(い)	(う)
建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
建築物の全部又は一部を特定用途(共同住宅を除く。)に供するもの	特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積に対して6,000平方メートルまでごとに1台

2 商業地域内において、前項の表の(い)欄に掲げる規模の建築物又は増築をし、若しくは特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行うことにより当該規模となる建築物について、増築又は特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等を行う者は、第1号に掲げる台数から第2号に

旧	新
<p>車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。</p>	<p>掲げる台数を減じて得た台数以上の自動車を収容することができる荷さばきのための駐車施設を当該増築又は大規模の修繕等をした後の建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第5条 前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設に収容すべき自動車の台数は、第3条の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動車の台数に含めることができる。</p>	<p><u>3 商業地域内において、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積が2,000平方メートルを超え、かつ、共同住宅の戸数が50戸を超える建築物を新築しようとする者は、共同住宅の戸数に対して100戸までごとに1台以上の自動車を収容することができる荷さばきのための駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けるよう努めなければならない。</u></p>
<p>第5条 前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設に収容すべき自動車の台数は、第3条の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動車の台数に含めることができる。</p>	<p>第5条 前条第1項若しくは第2項の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設に収容すべき自動車の台数又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設に収容すべき自動車の台数は、第3条の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動車の台数に含めることができる。</p>
<p>(自動二輪車の台数に関する取扱い) 第5条の2 第3条の2の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動二輪車の台数を5で除した台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た台数)は、第3条の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動車の台数に含めることができる。</p>	<p>(自動二輪車の台数に関する取扱い) 第5条の2 第3条の2の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動二輪車の台数を5で除した台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た台数)は、第3条の規定により設けなければならない駐車施設に収容すべき自動車の台数に含めることができる。</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(駐車施設の規模及び構造)</p>	<p>(駐車施設の規模及び構造)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 第3条の規定により駐車施設を設けなければならない建築物のうち規則で定めるものについては、当該建築物の駐車施設に収容すべき自動車の台数のうち次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める台数以上の台数に係る駐車のために供する部分を車いす利用者のための駐車のために供する部分とするものとし、その幅は、前項の規定にかかわらず、駐車台数1台につき、3.5メートル以上としなければならない。</p>	<p>2 第3条の規定により駐車施設を設けなければならない建築物のうち規則で定めるものについては、当該建築物の駐車施設に収容すべき自動車の台数のうち次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める台数以上の台数に係る駐車のために供する部分を車椅子利用者のための駐車のために供する部分とするものとし、その幅は、前項の規定にかかわらず、駐車台数1台につき、3.5メートル以上としなければならない。</p>
<p>(1) 当該建築物を新築しようとする場合 当該建築物の駐車施設に収容すべき自動車の台数に100分の1を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数)</p>	<p>(1) 当該建築物を新築しようとする場合であつて、当該建築物の駐車施設に収容すべき自動車の台数が200台以下のとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の2を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切</p>

旧	新
<p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第4条</u>の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設のうち駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高さ3メートル以上であり、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 共同で荷さばきを行うための駐車施設を計画的に整備し、及び活用することその他の代替措置が<u>第4条</u>の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効果があると市長が認めて承認した場合は、同条の規定にかかわらず、当該駐車施設を設けず、若しくは当該駐車施設に収容すべき自動車の台数を減じ、又は建築物及び建築物の敷地外に当該駐車施設若しくは収容すべき自動車の台数を減じた当該駐車施設を設けることができる。</p> <p>第8条の2～第10条 (略)</p>	<p>り上げて得た台数)</p> <p>(2) <u>当該建築物を新築しようとする場合であつて、当該建築物の駐車施設に収容すべき自動車の台数が200台を超えるとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の1を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数)に2を加えた台数</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第4条第1項若しくは第2項</u>の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設のうち駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高さ3メートル以上であり、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 共同で荷さばきを行うための駐車施設を計画的に整備し、及び活用することその他の代替措置が<u>第4条第1項若しくは第2項</u>の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効果があると市長が認めて承認した場合は、同条の規定にかかわらず、当該駐車施設を設けず、若しくは当該駐車施設に収容すべき自動車の台数を減じ、又は建築物及び建築物の敷地外に当該駐車施設若しくは収容すべき自動車の台数を減じた当該駐車施設を設けることができる。</p> <p>第8条の2～第10条 (略)</p> <p><u>(既存建築物における駐車施設等)</u></p> <p>第10条の2 <u>第3条から第4条まで又は第8条から第8条の3までの規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>駐車施設の利用状況に応じて、設けた駐車施設と異なる規模の駐車施設(自転車の安</u></p>

旧	新
<p>第11条 (略) (措置命令)</p> <p>第12条 市長は、第3条から第4条まで、第7条、第8条から第8条の3まで及び第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、駐車施設の附置、原状回復、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。</p> <p>以下略</p>	<p><u>全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第2条第2号に規定する自転車等の駐車のための施設を含む。)を設けるために、市長が定める範囲で、駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じる場合</u></p> <p><u>(2) 前号に定めるもののほか、市長が当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合</u></p> <p><u>2 前項の適用を受ける場合は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>第11条 (略) (措置命令)</p> <p>第12条 市長は、第3条から第4条<u>(第3項を除く。)</u>まで、第7条、第8条から第8条の3まで及び第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、駐車施設の附置、原状回復、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。</p> <p>以下略</p>

(参考資料)

1. 附置義務条例施行規則等の主な改正内容について

国が示した標準駐車場条例の改正などを踏まえ以下のとおり施行規則等を改正する。

(1) 公共交通利用促進措置による緩和

更なる公共交通への利用転換を図るため、低減率の上限を引き上げるとともに、公共交通利用促進措置の追加及び実績が少ない措置の低減率を緩和する。

(下線部分が改正箇所)

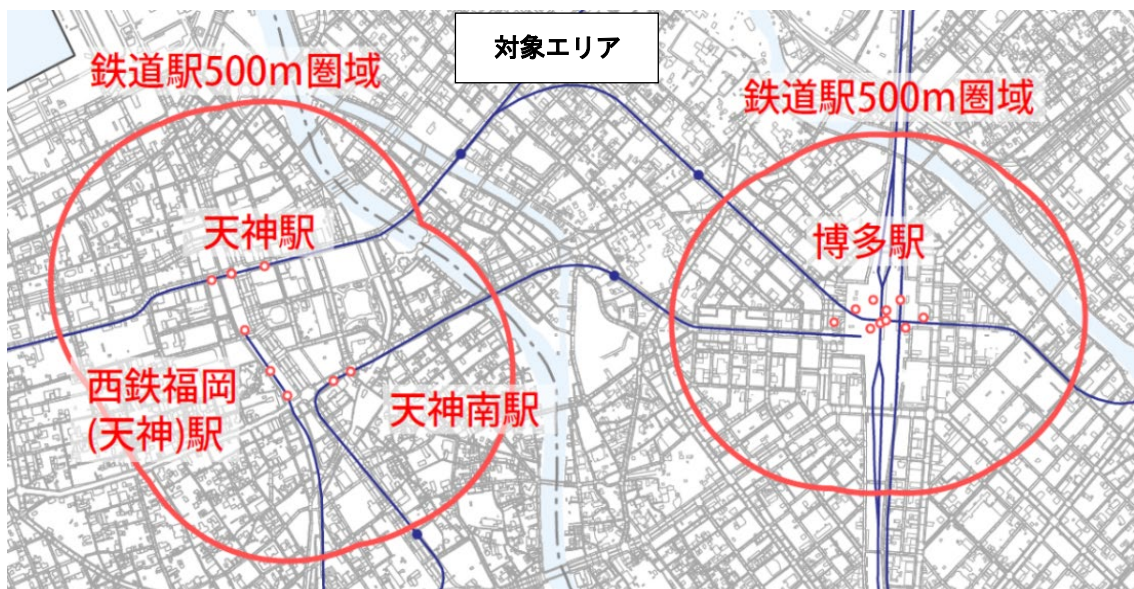
公共交通利用促進措置	実績	低減率	
		現行	改正案
a. 従業員のマイカー通勤の規制	16件	5%	5%
b. 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	16件	5%	5%
c. 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	0件	10%	<u>20%</u>
d. 公共交通利用者への運賃の補助	0件	10%	<u>20%</u>
e. 公共交通利用者への商品配送サービス	0件	10%	<u>20%</u>
f. 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	1件	10%	<u>20%</u>
g. 鉄道駅への地下通路等の接続	12件	20%	20%
<u>h. 来街者手荷物預かりサービス</u>	-	-	<u>5%</u>
<u>i. 駐車場割引サービスの廃止等</u>	-	-	<u>20%</u>
(複数対策の合計) 低減率上限	-	40%	<u>60%</u>

○その他の公共交通利用促進措置等で、効果が期待されると認められる場合は、上限の範囲内で低減率を加算する。

(例) ・マイカー通勤規制とあわせたオフピークへの取組み +5%

・地下街などへの複数通路へ接続 +10%

・複数の鉄道駅と接続 +10%



(2) 集約駐車場への隔地

地域等の取組みによる集約駐車場への隔地についての要件を新たに追加する。

改正案

(下線部分が改正箇所)

- (1)当該敷地が自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合
- (2)当該敷地が歩行者専用道路など自動車の通行を制限する交通規制がある道路のみに面している場合
- (3)既存建築物の増改築等において、附置義務台数増加分を設置するスペースが無い場合
- (4)自己所有の土地・建物に駐車施設を設置する場合
- (5)当該敷地の間口が狭く、基準を満たす車路を設けられない場合
- (6)当該敷地の面積が 500 平方メートル以下である場合
- (7)当該建築物の設計上、過度の負担を強いることになる場合
- (8)当該敷地内に駐車施設を確保することで、周辺交通への負荷が大きくなる場合
- (9)当該敷地前面に、電線共同溝の地上機器など、移設困難な工作物等があり、駐車施設の出入を設けることができない場合
- (10)地域でまちなみの連続性確保等に取り組んでおり、集約駐車場の活用が有効と認められる場合
- (11)その他市長が特にやむを得ないと認める場合

議案第77号

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市における自転車等の駐車需要の変化に対処するため、複数の施設に係る自転車等の駐車場の設置に関する特例の要件を緩和する等の必要があるによる。

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和57年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「設置しなければならない」の次に「施設を含む」を加え、「（同一の街区内に存するものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「及びその敷地の外（当該2以上の施設が存する街区内に限る。次項及び第3項において同じ。）に」を「若しくはその敷地内又はその敷地の外に一団として」に改める。

第10条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該仮設建築物の用途を変更しようとする者については、この条例の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日より施行する。

議案第 77 号の説明資料

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

本市における自転車等の駐車需要の変化に対処するため、自転車等駐車場（以下、「附置義務駐輪場」という。）の設置の特例基準の緩和をするとともに、自転車等の駐車を附置すべき施設の対象から仮設建築物等を除外する必要があるもの。

2 改正内容

(1) 附置義務駐輪場の設置の特例基準の変更

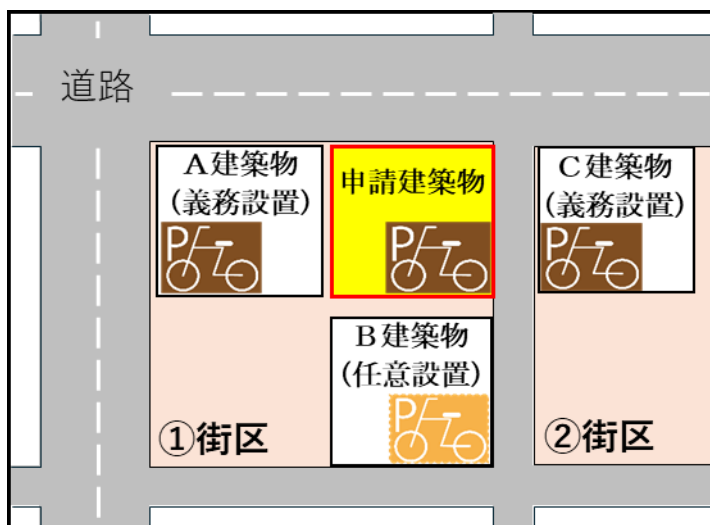
建物の敷地内に設置すべき附置義務駐輪場について、敷地外に設置できる特例の条件を緩和し、任意に設置した駐輪場や異なる街区にある駐輪場も対象として認めることとする。

【現 行】同一街区内で附置義務駐輪場を一団として合理的な場合に敷地外設置が可能



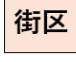


【改正案】2以上の駐輪場を一団として合理的な場合に敷地外設置が可能

申請建築物からの敷地外設置（例）	旧（現行）	新（改正案）
A建築物（義務設置・同一街区）	○	○
B建築物（任意設置・同一街区）	×	○
C建築物（義務設置・異なる街区）	×	○



凡例

-  義務で設置した駐輪場（附置義務駐輪場）
-  任意に設置した駐輪場（附置義務外で設置）
-  街区 道路等で囲まれたエリア

(2) 自転車等の駐車を附置すべき施設の適用除外の追加

仮設建築物の取り扱いを明確化するもの。

【現 行】 附置義務駐輪場の適用除外に「仮設建築物」が明記されていない



【改正案】 附置義務駐輪場の適用除外に「仮設建築物」を明記
(附置義務駐車場と同様の取扱い)

3 施行期日

令和8年4月1日

4 福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例新旧対照表

(下線部分が改正部分)

旧	新
<p>(趣旨) 第1条 ~ 第9条 (略) (自転車等駐車場の設置の特例) 第9条の2 第3条から第6条までの規定により 自転車等駐車場を設置しなければならない2以上 の施設(同一の街区内に存するものに限る。以下 この項において同じ。)が存する地区又は地域の 地形及び交通事情等に照らして、当該2以上の 施設に係る自転車等駐車場を一団として設置 することが合理的であると認められるときは、 これらの規定にかかわらず、当該2以上の施設 及びその敷地の外(当該2以上の施設が存する街 区内に限る。次項及び第3項において同じ。)に 自転車等駐車場を設置することができる。</p> <p>2・3 (略) (適用の除外) 第10条 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(趣旨) 第1条 ~ 第9条 (略) (自転車等駐車場の設置の特例) 第9条の2 第3条から第6条までの規定により 自転車等駐車場を設置しなければならない<u>施設 を含む</u>2以上の施設が存する地区又は地域の地 形及び交通事情等に照らして、当該2以上の施 設に係る自転車等駐車場を一団として設置す ることが合理的であると認められるときは、これ らの規定にかかわらず、当該2以上の施設若し くはその敷地内又はその敷地の外に一団として 自転車等駐車場を設置することができる。</p> <p>2・3 (略) (適用の除外) 第10条 <u>建築基準法第85条に規定する仮設建築物を 新築し、増築し、又は当該仮設建築物の用途を 変更しようとする者に対しては、この条例の規 定は適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>

議案第90号

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴い定款を変更することについて、地方道路公社法第5条第5項の規定により同意を求められたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款の変更に関する同意について

福岡北九州高速道路公社から、その基本財産の額の増加に伴う定款の変更について次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

福北総第115号
令和7年11月19日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡北九州高速道路公社
理事長 荒瀬 美和

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う定款変更に関する同意申請について

当公社に対する令和8年度分の福岡県、福岡市及び北九州市からの出資については、当公社の基本財産の額が増加することとなるため、当公社定款第16条の規定を別紙のとおり変更する必要があるため、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第5項の規定により、貴市の同意を求めます。

(別紙)

定 款 の 変 更 事 項

変 更 前	変 更 後
<p>(基本財産の額)</p> <p>第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,276億8,460万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。</p> <p>福岡県 1,138億4,230万円 福岡市 847億 750万円 北九州市 291億3,480万円</p>	<p>(基本財産の額)</p> <p>第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,285億60万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。</p> <p>福岡県 1,142億5,030万円 福岡市 849億8,950万円 北九州市 292億6,080万円</p>

福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に伴う 定款の変更に関する同意について

当議案は、福岡北九州高速道路公社において、令和8年度の福岡高速3号線延伸事業及び北九州高速5号線（戸畑～枝光間）の整備事業等の実施にあたり、福岡県、福岡市及び北九州市から出資を受け、同公社の基本財産の額が増加することに伴い、同公社の定款の変更を行うことについて、地方道路公社法第5条第5項の規定に基づき同意するにあたり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 基本財産の額の内訳

	変更前	変更後	令和8年度増加額
福岡県	1,138億4,230万円	1,142億5,030万円	4億800万円
福岡市	847億750万円	849億8,950万円	2億8,200万円
北九州市	291億3,480万円	292億6,080万円	1億2,600万円
総額	2,276億8,460万円	2,285億60万円	8億1,600万円

2 福岡高速3号線延伸事業の令和8年度事業費

37億6千万円

[参考] 有料道路事業の財源内訳（全額、通行料金収入による償還対象となる）

	構成比率	設立団体別割合		備考
		福岡県	福岡市	
設立団体出資金	15%	7.5%	7.5%	道路公社に対する出資
設立団体貸付金	35%	17.5%	17.5%	道路公社に対する貸付(国の財政融資資金を特別転貸債として借入)
政府資金貸付金	25%	12.5%	12.5%	道路公社に対する債務保証
民間資金貸付金	25%	12.5%	12.5%	道路公社に対する債務保証
計	100%	50.0%	50.0%	

(参考) 地方道路公社法 (抜粋)

(定款)

第五条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体たる地方公共団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲
- 七 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画
- 八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 九 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）以外の第八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。

4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。

5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

令和8年度 道路下水道局組織編成案

下線:変更等

令和7年度 (7.4.1現在)		令和8年度 (8.4.1現在)	
道路下水道局 455 1理事 6部 34課 99係 6主査 ※会計年度任用職員 89名		道路下水道局 457 1理事 6部 34課 99係 7主査 ※会計年度任用職員 91名	
理事	1	理事	1
総務部	37	総務部	37
総務課	7 (総務係、広報・調整係)	総務課	7 (総務係、広報・調整係)
政策調整課	6 (政策調整係、主査)	政策調整課	6 (政策調整係、主査)
経理課	13 (財務第1・第2係、会計係)	経理課	13 (財務第1・第2係、会計係)
下水道料金課	10 (使用料・負担金係、収納・整理係)	下水道料金課	10 (使用料・負担金係、収納・整理係)
管理部	67	管理部	67
路政課	18 (管理係、認定・台帳係、用地係)	路政課	18 (管理係、認定・台帳係、用地係)
自転車課	10 (施設計画係、駐輪対策係)	自転車課	10 (施設計画係、駐輪対策係)
駐車場施設課	6 (計画係、管理係)	駐車場施設課	6 (計画係、管理係)
道路維持課	13 (調整係、アセットマネジメント係、電気施設係)	道路維持課	13 (調整係、アセットマネジメント係、電気施設係)
下水道管理課	19 (用地管理係、下水道係、管路係、排水設備係、主査)	下水道管理課	19 (用地管理係、下水道係、管路係、排水設備係、主査)
計画部	54	計画部	56
道路利活用推進課	8 (道路利活用推進係、開発指導係、無電柱化推進係)	道路利活用推進課	8 (道路利活用推進係、開発指導係、無電柱化推進係)
道路計画課	12 (第1・第2・第3係)	道路計画課	14 (第1・第2・第3係、 <u>主査</u>)
高速道路推進課	7 (調整係、事業推進係)	高速道路推進課	7 (調整係、事業推進係)
下水道企画課	10 (企画係、事業計画係、技術係)	下水道企画課	10 (企画係、事業計画係、技術係)
下水道計画課	9 (計画係、資源活用係、主査)	下水道計画課	9 (計画係、資源活用係、主査)
河川計画課	7 (調整係、計画係)	河川計画課	7 (調整係、計画係)
建設部	128	建設部	128
建設推進課	10 (第1・第2係)	建設推進課	10 (第1・第2係)
東部道路課	21 (建設第1・第2・第3係、改築係)	東部道路課	20 (建設第1・第2・第3係、改築係)
西部道路課	18 (建設第1・第2・第3係、改築係)	西部道路課	18 (建設第1・第2・第3係、改築係)
東部下水道課	20 (第1・第2・第3係)	東部下水道課	20 (第1・第2・第3係)
中部下水道課	21 (第1・第2・第3係、主査)	中部下水道課	22 (第1・第2・第3係、主査)
西部下水道課	19 (第1・第2・第3係)	西部下水道課	19 (第1・第2・第3係)
河川課	18 (管理係、設備係、建設第1・第2係)	河川課	18 (管理係、設備係、建設第1・第2係)
下水道施設部	111	下水道施設部	111
施設調整課	14 (施設調整係、整備計画係、再生水推進係、主査)	施設調整課	14 (施設調整係、整備計画係、再生水推進係、 <u>主査</u>)
施設整備課	21 (土木係、建築係、機械係、電気係)	施設整備課	21 (土木係、建築係、機械係、電気係)
水質管理課	15 (水質指導係、水質管理係、水質試験係)	水質管理課	15 (水質指導係、水質管理係、水質試験係)
東部水処理センター	15 (管理係、操作第1・第2係、水質係)	東部水処理センター	15 (管理係、操作第1・第2係、水質係)
中部水処理センター	17 (管理係、操作第1・第2・第3係、水質係)	中部水処理センター	17 (管理係、操作第1・第2・第3係、水質係)
西部水処理センター	17 (管理係、操作第1・第2係、水質係、新西部操作係、主査)	西部水処理センター	17 (管理係、操作第1・第2係、水質係、新西部操作係、主査)
和白水処理センター	11 (管理係、操作係、水質係)	和白水処理センター	11 (管理係、操作係、水質係)
用地部	56	用地部	56
用地調整課	11 (管理・収用係、補償指導係) <small>(公共施設用地課長を兼務)</small>	用地調整課	11 (管理・収用係、補償指導係) <small>(公共施設用地課長を兼務)</small>
公共施設用地課	2 (用地補償係) <small>(用地調整課長が兼務)</small>	公共施設用地課	2 (用地補償係) <small>(用地調整課長が兼務)</small>
東部用地課	15 (用地第1・第2係、補償係)	東部用地課	15 (用地第1・第2係、補償係)
中部用地課	13 (用地第1・第2係、補償係)	中部用地課	13 (用地第1・第2係、補償係)
西部用地課	14 (用地第1・第2係、補償係)	西部用地課	14 (用地第1・第2係、補償係)